

令和7年度 福島県立只見高等学校 後期選抜募集要項

令和7年度における福島県立只見高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜（前期選抜）において定員を充足しない場合は、この募集要項及び「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により入学者選抜（後期選抜）を実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 地域社会に対して興味・関心を持ち、その発展に貢献する意欲のある生徒
- (2) 多様な考え方を受け入れ、他者と協働しながら学習や諸活動に主体的に取り組もうとする生徒
- (3) 将来に夢と希望を持ち、進路実現に向けて取り組む意欲のある生徒

2 募集定員

全日制の課程普通科募集定員40名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「地域協働推進校等における入学者選抜の願に関する弾力的な取扱いについて」による。

4 出願資格

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の出願資格を満たす者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は後期選抜に出願できない。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円分の切手を貼付した長形3号の返信用封筒を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）[様式統一2号の1]
 - ② 調査書（「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」において指定する様式）[様式共通1号]
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）[様式統一2号の2]
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）[様式統一2号の3]
- (2) 上記(1)以外の者は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) 学区外から出願するものは、下記「9 学区外からの出願」に示した書類も提出すること。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。[様式共通4号の2]
- (5) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。[様式統一1号の3又は統一3号の3]

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書[様式統一5号]を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した長形3号の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書[様式共通3号]を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、祝日は受け付けない。

9 学区外からの出願

- (1) 「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による出願は次のとおりとする。
 - ① 県内からの出願の場合
上記7に示した出願書類のほか、本校へ通学できる範囲内の町村(学区内)に居住し、保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)の「住民票の写し」を提出する。
 - ② 県外からの出願の場合
上記7に示した出願書類のほか、他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類[様式共通2号]及び身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
- (2) 保護者の転勤等に伴う一家転住等により、学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- 志願者は令和7年3月19日(水)に、1回に限り出願先を変更することができる。
受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。
出願先変更の方法については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届[様式共通7号]を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

- 調査書の審査結果、面接及び作文の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜を行う。
- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
 - (2) 面接
個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(数学・英語を含む)とし、100点満点とする。
 - (3) 作文
作文を実施する。あるテーマについて600字程度で自分の感想や思いを述べる作文とし、評価は段階評価とする。
 - (4) 選抜資料の満点
全体の満点は、290点とする。

14 作文・面接の日時及び会場

- (1) 日 時
令和7年3月24日(月)
 - ① 受 付 午前 8時15分～午前 8時30分
 - ② 作 文 午前 9時00分～午前10時00分
 - ③ 面 接 午前10時15分～
- (2) 会 場 福島県立只見高等学校
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上ばき

15 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して合格通知書[様式共通5号]を交付するので、合格者発表当日は受験票を持参の上、午後4時までに受付を済ませる。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。